平成２３年（フ）第１７号
栃木県那須塩原市方京１丁目13番地５　荒井アパート
債務者　富樫スイノ
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月16日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第３８０号
横浜市中区初音町２丁目29番地１　日興パレス伊勢佐木町北パートⅡ　603号室
債務者　小山　杉男
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７３号
横浜市旭区上川井町314番地１　第一貨物社宅105号
債務者　遠藤　里美
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０９号
青森市小柳１丁目９番18号
債務者　蠣崎　修平
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９７号
静岡市葵区北2073番地の10
債務者　齊藤　勇己
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５４号
東京都三鷹市井の頭１丁目３番２号
債務者　犬塚　雪子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２６１号
東京都町田市三輪町350番地５
債務者　岩本　　満
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３９５号
東京都西東京市緑町２丁目１番７―101号
債務者　戸崎枝理夏（旧姓町田）
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４０９号
東京都八王子市台町２丁目17番９号プリメールマンション208号
債務者　佐藤　牧子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２０１号
静岡市葵区瀬名１丁目20番３―７号
債務者　片平　裕也
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１４９１４号
東京都青梅市東青梅３丁目８―12　エスカイア東青梅第５―608
破産者　飯山　　昇
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５３３７号
東京都大田区南久が原１丁目７―２　サンライズ１―C
破産者　花岡　利美（旧姓佐野）
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０３８号
東京都葛飾区東金町５丁目11―７―305
破産者　西澤　泰子
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２５１号
東京都新宿区百人町２丁目６―１―408
破産者　細田　哲也
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２５９号
千葉県千葉市花見川区横戸町1464―９―203
破産者　木嶋　惠三
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３１１号
東京都中野区南台５丁目23―11―302
破産者　岡村　祥次
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９５３２号
東京都東村山市秋津町５丁目24―１
破産者　加藤　淳一
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６０１号
東京都大田区大森北６丁目６―２　松下方７号室
破産者　鈴木　正勝
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部